

除草剤の使用

飛散しないよう 細心の注意を

住宅地などで除草剤などを散布するとき、農薬が飛散して周辺の住民などが被害を受けることがあります。



住宅地内の除草および住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜

園を含む)で栽培している農作物や庭木・果樹木などに農薬を散布するときは次のことを守り、農薬が飛散しないよう注意してください。

○周囲に影響が少ない時間帯を選び、風が無いときや弱いときに最小限の範囲にとどめ、風向きや散布の方向などに注意して隣接地へ飛散しないよう注意をする

○庭木など、食用としない植物に対する散布であっても、農薬取締法に基づいて登録された農薬を使用し、ラベルに記載されている使用上の注意を守って使用する

○事前に周辺の住民に農薬の使用目的・散布日時・農薬の種類などを連絡し、散布時には立て看板を表示するなどして

区域内にはかの人が入らないように注意する。特に、学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する

○農薬を使用した年月日・場所・農薬の種類または名称・希釈倍率・対象植物などを記録し、一定期間保管する

※農薬と健康についてくわしくは農政課(☎20-1541)または健康増進課(☎27-1111)へ。

救急出動増加中!

救える命を 救うために

消防本部管内の救急出動件数は年々増加し、救急車が出動してから現場到着までの時間も延びてき



急を要する人のために

ています。救急車はケガや急病などで緊急に病院に搬送しなければならぬ人のためのものです。しかし、約55%は入院の必要のない軽症の救急搬送です。

緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする人のところへ遠くの消防署から救急車が出動することになり、救急車の到着が遅れることで、大切な命が救えなくなる恐れがあります。

病状や、事故の状況などにより、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思ったときには、迷わず119番通報をして救急車を呼んでください。しかし、救急車を本当に必要とする人のために、緊急がない場合には家用車などで病院に行くようにご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは消防本部警防課(☎20-1592)へ。

中里名木線

4月1日に 全線開通します

中里地区と名木地区を結ぶ、市道中里名木線(全長1640m)が4月1日に全線開通します。

これによって、主要地方道成田下総線から主要地方道横芝下総線に至る幹線道路として利便性が図られます。

また、歩道設置により小中学校の通学路として安全性も図られます。

※くわしくは土木課(☎20-1550)へ。



市長日誌

(2月16日~29日)

- 16日 印旛エネスコ協会連盟カンボジアスタディツアー壮行会
- 17日 成田市青少年綱引き大会
印旛沼環境基金いんば沼シンポジウム
防災講演会
- 18日 国土交通省要望活動((仮称)土屋駅)
- 20日 議会運営委員会
定例記者会見
- 21日 成田市まちづくり茶論
- 22日 3月定例市議会開会
- 23日 成田市消費生活展
- 24日 エアポート杯争奪少年フットサル大会
本城ふれあいフェスティバル
- 25日 成田国際空港都市づくり推進会議
- 26日 成田市防犯まちづくり推進協議会
- 27日 市議会一般質問(~29日)
- 28日 三郡医師会航空機対策協議会研修会



施政方針演説をする小泉市長

固定資産の縦覧および閲覧

4月1日から 資産税課と支所税務課で

平成20年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を市役所2階資産税課と下総・大栄支所税務課で行います。

希望する人は、運転免許証や健康保険証など、本人確認できるものを持参してください。

固定資産の縦覧および閲覧		
	縦覧	閲覧
期間	4月1日(火)～30日(水) (土・日曜日、祝日を除く)	4月1日(火)以降通年 (土・日曜日、祝日を除く)
時間	午前8時30分～午後5時30分	
内容	土地・家屋等縦覧帳簿で、自分の土地や家屋の価格とほかの土地・家屋の価格を比較し、評価が適正かどうか判断できます	自分の土地や家屋について、固定資産課税台帳に記載された部分を確認することができます。借地人・借家人なども使用または収益の対象となる部分(対価が支払われるものに限る)の閲覧ができます
対象者	納税者本人、納税者の委任状を持参した人、納税管理人	所有者本人、所有者の委任状を持参した人、納税管理人、借地・借家人(賃貸借契約書持参)

また、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に、書面をもって固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。
※くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

旧下総・大栄町の紙の印鑑登録証

4月1日からは 市役所でも交換できます

合併前に旧下総・大栄町で印鑑登録(紙の印鑑登録証)をした人は、各支所住民課で成田市の印鑑登録証への交換をお願いします。したが、4月1日から市民課でも交換ができるようになります。

交換ができるのは、登録者本人または同一世帯の人です。旧町の登録証、本人確認のできる官公署交付の顔写真入りの免許証などと、窓口に来る人の認め印を持参

してください。

自動交付機に対応した専用カードへの交換を希望する場合は、必ず本人がお越しください。本人以外は暗証番号の設定ができません。

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所住民課(☎96-1115)、大栄支所住民課(☎73-8066)へ。

滞納整理推進機構

税金の滞納を 無くすために

県では、昨年4月から全市町村を構成員とする「千葉県滞納整理推進機構」を設置し、県内における滞納整理の強化に取り組んでいます。

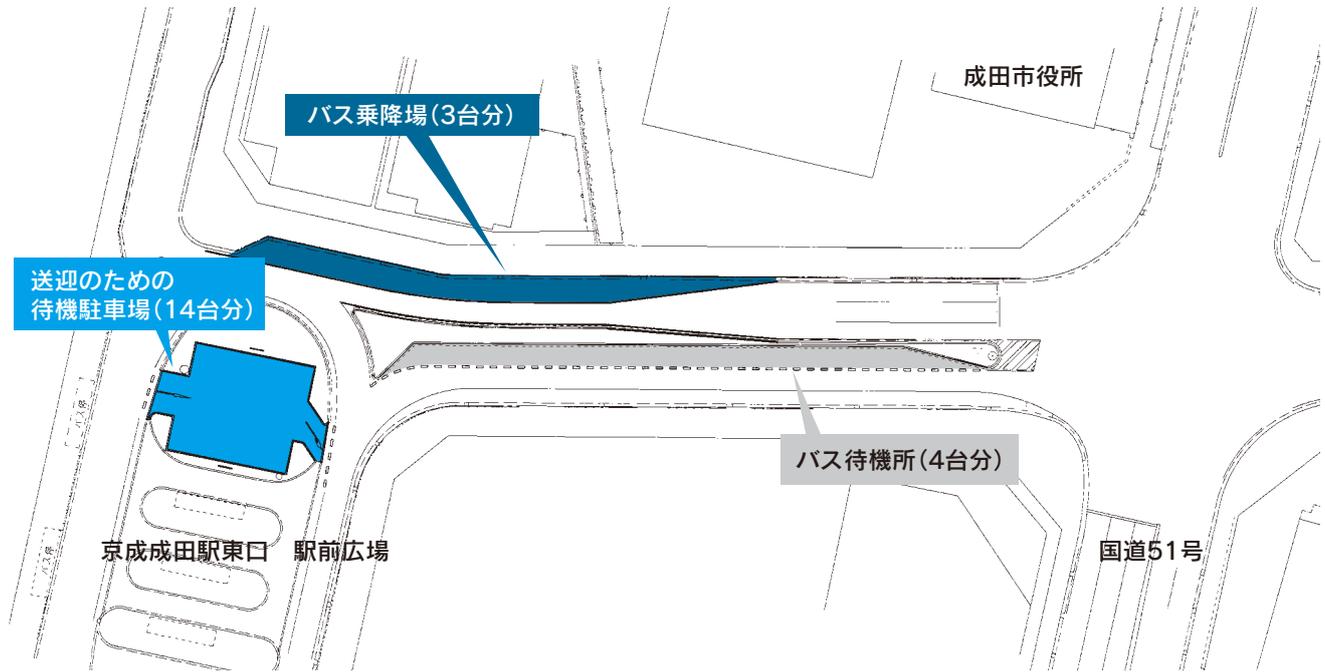
これは、住民税をはじめとする税の滞納を縮減し、税の公平性を確保することを目的に県と市町村が共同で滞納整理を進めるものです。

市では「千葉県滞納整理推進機構」と協力し、滞納をなくすために一層努力していきます。

税金は納期内に納付をお願いします。
※くわしくは税務課(☎20-1519)へ。

送迎用待機駐車場や送迎用バス待機所などの位置が変更されます

3月15日(土)から、京成成田駅東口の待機駐車場やバス待機所の位置が下図の通りとなります。



※駅への送迎以外の目的での待機駐車場の使用はご遠慮ください。くわしくは土木課(☎20-1550)へ。